

令和3年第5回糸魚川市議会定例会会議録第5号

令和3年12月16日（木曜日）

議事日程第5号

令和3年12月16日（木曜日）

〈午前10時00分開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第87号から同第89号まで及び同第100号
- 日程第4 議案第90号、同第92号、同第96号及び陳情第5号
- 日程第5 議案第91号
- 日程第6 議案第93号、同第94号及び同第97号から同第99号まで
- 日程第7 議案第95号
- 日程第8 議案第101号
- 日程第9 議案第104号
- 日程第10 諮問第2号から同第4号まで
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第87号から同第89号まで及び同第100号
- 日程第4 議案第90号、同第92号、同第96号及び陳情第5号
- 日程第5 議案第91号
- 日程第6 議案第93号、同第94号及び同第97号から同第99号まで
- 日程第7 議案第95号
- 日程第8 議案第101号
- 日程第9 議案第104号
- 日程第10 諮問第2号から同第4号まで
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 17名

〈出席議員〉 17名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
18番	田原	実君			

〈欠席議員〉 1名

17番 古畑 浩一君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	五十嵐	久英君	市民部長	渡辺	成剛君
産業部長	斉藤	喜代志君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	渡辺	孝志君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	嶋田	猛君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課課長補佐	杉野	尚君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長	斉藤	浩君	都市政策課長	五十嵐	博文君
ガス水道局長	樋口	昭人君	消防長	小林	正広君
教育長	蘆本	修一君	教育次長	磯野	茂君
教育委員会こども課長	磯野	豊君			

〈事務局出席職員〉

局長	松木	靖君	次長	松村	伸一君
主査	川原	卓巳君			

〈午前10時00分開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、古畑浩一議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、利根川 正議員、10番、東野恭行議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

宮島 宏議会運営委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島副委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

昨日、12月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、本日提出されました追加議案についてご説明します。

子育て世帯へ国が進める子供1人当たり10万円のうち、残り5万円を給付する、子育て世帯等臨時特別支援事業に伴う令和3年度一般会計補正予算（第9号）1件が予定されており、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることとしております。

次に、議会運営についてであります。糸魚川市議会政治倫理規則の改正については、政治倫理基準を定めた第3条第1項の第8号として、「嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為が、人権侵害行為に当たることを自覚するとともに、ハラスメント行為と受け止められる行為をしないこと。」という条文を新たに追加することといたしました。

なお、議員の兼務については、継続審査とすることで意見の一致を見ております。

続いて、本会議における議場扉の開閉については、これまで新型コロナウイルス感染症対策により、会議中において、議場の扉を傍聴席を含めて開放してきたところではありますが、現在、国内

では新種のおミクロン株が出ているものの、市内では感染状況が鎮静化しています。これから寒冷期を迎えることから、扉の開放については、気温等を考慮し、柔軟に行うこととしております。

次に、情報伝達については、議員全員に支給されたタブレット型端末を使用する際のマナーについて議論され、以下のような意見が出ております。

- 1、誤解を招くような情報や自分の意見に誘導するような情報共有は慎むこと。
- 2、議員同士の情報共有に有効なので、あまり制約をかけないでほしい。

タブレット型端末による情報伝達については、今後も委員会で継続審議をすることで、意見の一致を見ております。

次に、常任委員会での審査方法については、12月13日に行われた建設産業常任委員会の審査において、委員の質問の直後に行った委員長への対応に対し、議会運営委員会の委員から意見が出され、要約すると以下の4点となります。

1、委員の質問に対し、委員長から行政の答弁の前に目的等の確認が行われ、その結果、行政からの答弁が得られなかった。議員が最後まで質問し、行政の答弁を聞いた上で、委員長からの発言がされるべきだった。

2、常任委員会は、所属委員による自由・活発かつ専門的な議論が期待できる場なので、委員長の議事整理権の行使に当たっては最大限、委員の発言を尊重すべきである。

3、議員にとって常任委員会での質疑応答は、市民の意見を反映する場でもあるので、委員長はそれを尊重すべきである。

4、今後、建設産業常任委員会で話し合っていくのがよいのではという意見が言われ、以上の4件がありました。

これらを受けて、今後、委員会の進め方をテーマとした新人向けの研修会を1月中に行うことで意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。

今ほどは、建設産業常任委員会の運営について触れていただきまして、ありがとうございました。委員長としましても、今のお話を聞くと大いに反省すべき点はあったかなと思うんですが、ただ、残念ながら、要約された中で正確さを欠いております。委員長が、休憩中に委員に対して質問の趣旨を問うたことに対しては、それを何やら圧力をかけて質問ができなかったように要約されておりますけども、そこは間違ってると思うんですよ。もう一度、正確なところを議事録等を見て、お願いしたいと思います。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時07分 休憩〉

〈午前10時08分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島副委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

ただいま議事録を確認させていただきました。昨日の議会運営委員会では、各委員からの意見を聴取いたしました。その結果について、ただいまご報告させていただきました。

ご指摘のありました休憩中での発言という内容は、意見の中に含まれておりませんでしたので、議会運営委員会副委員長からの報告にもありませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

ですから、もう報告そのものに正確さがありませんよね。ですから、建設産業常任委員会の会議録は、既にできておりますし、私もそれに基づいて、この後、委員長報告をしますので、そこをちゃんと出していただきませんか、今の報告、副委員長からの報告は、正しいものではないということをおっしゃっていただきたいと思います。

これは意見というよりも、議会の一番大事な部分でございますので、指摘をさせていただいてということにしたいと思います。

次、2点目です。委員会が開かれている最中、もしくは休憩中に委員長が発言を許可していないので、正式な発言、もしくは休憩中の発言でもないんですけども、松尾議長より委員長に暴言が発せられました。このことについては、議会運営委員会では、どのような扱いとなりましたか。

それからもう一点、傍聴者が席を離れて委員長の許可を得ずに委員に対してメモを渡したり、何やら話しかけたりしていました。そういうことがあったんです。これについては、議会運営委員会では、どのように扱われましたか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島副委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

前段のご質問については、昨日の議会運営委員会で話し合いました。また、休憩中の話合いです。その休憩中の話では、当事者、すなわち議長、副議長、それから建設産業常任委員会の委員長、その三者で今後話合いを持ってほしい、持つべきである。そういったことになりました。

それから、後者の質問については、特に議会運営委員会では問題になりませんでした。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

3回目です。ここでは、意見ではなく、私の思いを述べたいと思います。

一体この議会というのは、どういう場なのか。また、委員会での審査を進める委員長の議事整理権をちゃんと分かって議会に臨んでいるのか。

これは全ての議員の基本であります。今回のように議員各位に誤解を与えるような事柄も生じることがあります。これは私の不注意や認識不足からそのようなことになったとすれば、ここは反省すべきことと思います。

議会への民意の反映と、絶えざる議会改革は、議会議員の使命です。その議会改革を阻むものが、ドミナント・ロジック、思い込みであると。その思い込みを捨ててこそ、議会の改革が進むと北川正恭先生から教えていただきました。まさに糸魚川市議会もそうであってほしいと願っています。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、12月10日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容と結果について、ご報告いたします。

調査項目は、令和2年度事務報告書の記載誤りについて、糸魚川市のデジタル化の取組状況について、第4次行政改革大綱について、指定管理者制度と第三セクターについての4項目について、調査を行っております。

調査の主な内容をご報告いたします。

まずは、令和2年度事務報告書記載誤りについて報告いたします。

担当課より、11月16日の総務文教常任委員会の中の質疑において、事務報告書の記載誤りを把握した日を9月6日と報告したが、9月8日の誤りであったという訂正の報告がありました。

日付の誤りについては、事務報告書の誤りを指摘した他課の職員から、9月6日ではなく、2日後の8日の誤りであったと、11月22日に、こども教育課に報告があったとのことであります。

こども教育課では、今回の一連の件について課内で情報共有を図るとともに、改善策を具体化し、再発防止を徹底すると説明がありました。事務報告書の記載が誤ったことと、誤りに対する認識の甘さ、対応の不備があったことについて、陳謝がありました。

委員より、どんな役職であろうが、どんな立場であろうが、誤りを指摘するということは、勇気があることである。誰がどんな立場であっても、このような誤りに対する進言があった場合は、素直に受け止めてほしい。自分の都合で判断するようなことは、あってはならないことである。また、報告を受ける際は、必ず複数で受けるようにしてほしい。認識の違いや見解の相違はあるものなので、最初の報告が1対1であったとしても、必ず複数で同じ報告を受けるようにしてほしいという意見があり、担当課より、指摘を受け止め、今後、心がけていきたい。複数で対応するのは、市民対応をする場合においても同じことであると思うので、徹底したいという答弁がありました。

委員より、再三再四の間違いが明らかになったが、教育委員会全体として取り組まなければ駄目だと思うが、どう考えているかという意見に対して、教育長より、猛省している。二度と起きてはならないことであり、内部でのチェック機能や記録、記録内容の情報共有、まず一報を行うという部分を含め、これからも誠心誠意対応したいという答弁がありました。

委員より、こども教育課は、教員も業務に当たっている。教員は、学校現場の対応などで多忙であったということも原因と考えられる。教員と市役所職員の事務分担をし、教員は、子供たちに関する業務に力を入れるという部分を新年度に向けて検討できないかという質疑があり、副市長より、こども教育課では、教員が学校現場の相談対応をしている。こども教育課には、庶務の係、事務担当もいるので、集計などは課全体で対応することで誤りも防げ、もっと学校現場に向けた対応もできると考えているので、しっかり対応に努めていきたい。

そのほかにも委員より、公的な資料を甘く考えてはいけない。市はもっと真摯に取り組むべきで

ある。間違いのないように、取扱いに十分注意してもらいたい。委員より、やはりどこかに、隙というか油断があったということ認めざるを得ないと思う。今後の対応で、カバーしていかってほしい。委員より、教育委員会の内部で事務報告書の重大性、重要性というのをきちんと引き継いでいけば、このようなことにならなかったと思う。二度と起こしてはいけない教訓としてほしいなど、多くの厳しい意見が出されました。

今後の再発防止について、担当課から、事務報告書の作成の際は、きちんとした形で集計・集約をするということを徹底し、その後の確認作業についてもマニュアルを作成し、確認方法を徹底する。議会に対する報告が遅くなったということで、議会軽視と捉えられても何ら申し上げることができない。ただ、おわびするより仕方ない。再発防止に向けて、徹底していくということを約束したいという答弁がありました。

次に、糸魚川市のデジタル化の取組状況について報告いたします。

担当課より、糸魚川市のデジタル化の取組について、6点の項目で説明がありました。

1点目は、情報システムの標準化・共通化について。2点目は、マイナンバーカードの普及促進について。3点目は、行政手続のオンライン化について。4点目は、AI、RPAの利用促進について。5点目は、テレワークの促進について。6点目は、セキュリティ対策の徹底についてです。

委員より、高齢者の方に対し、マイナンバーカードを取得することの便利さについて、丁寧に説明を行ってもらいたい。運転免許証や口座情報とのひもづけというのは、ちょっと早いかもしれないが、利便性や安全性を強調した説明を行ってもらいたい、現状はどのようになっているかという質疑に対し、担当課より、スマートフォン初心者の講座を開催している。定員は5名で、毎回定員を満たしている状況である。この講座の中でも、便利さについても説明したいと思っている。特に高齢者が心配にならないような工夫を、市も責任を持って取り組みたいと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、割愛させていただきます。

次に、行政改革大綱についてです。

担当課より、第4次糸魚川市行政改革大綱案について説明があり、計画期間については、令和4年度から令和8年度の5か年で、大綱策定の趣旨、第3次行政改革大綱の検証、第4次大綱の基本方針、重点項目、推進方法について説明があり、この第4次行政改革大綱については、この後、パブリックコメントを実施し、行政改革推進委員会に諮る予定であり、第4次大綱に基づく具体的な取組項目については、令和4年3月に議会に示す予定であると説明がありました。

委員より、人口4万人を切ろうとしている糸魚川市にとって、部長制は必要ないのではないか。今までどおりでは駄目だ。部長制を変える考えはないかとの質問に対し、副市長から、各部長と業務について連携する中で、現状の体制がいいと判断している。部長制の廃止の提案については、市長にお伝えすると答弁がありました。

ほかの委員からも、部長制は必要がなく、副市長2人体制というのがいいと思っている。柔軟な見直しを行い、この大綱の中にぜひ「理事者体制」という項目を入れ、検討してもらいたいという意見があり、担当課より、あくまで大綱ということで、いろいろ取組項目が取り込めるような形で大綱を設定したいと考えている。個別の推進項目については、来年3月をめどにお示しできればと思っており、個別推進項目の中で取り組むということは、可能ではないかと考えていると答弁がありました。

委員より、柔軟な発想でやっていける自治体になってほしい。人口が少なくても、自治体としてしっかり稼ぎ、税収を増やし、町を潤すという発想も取り入れた大綱案をつくってほしいという意見があり、担当課より、いろんな項目に取り組みたい大綱を作成したい。柔軟な視点というのは、重要なことだと考えている。健全で持続可能な行政運営ということ掲げている中で、財源確保についても取り組みたいと考えていると答弁がありました。

このほかにも意見がありましたが、割愛させていただきます。

次に、指定管理者制度と第三セクターについてです。

担当課より、指定管理者制度と第三セクターの概要について、詳しい説明がありました。

委員より、株式会社能生町観光物産センターに対する市の出資比率が50%であるばかりに、市から補填が受けられるであるとか、市役所がついているから安心であるというような感覚が、市民の話の中に出てくる。出資率を25%ぐらいまで下げ、旧青海町や旧糸魚川市の市民からも経営のメンバーに入ってもらい、糸魚川市としての経営体ということを考えてもらいたいと思うがいかがかという意見に対し、担当課より、現時点では指定管理施設を運営する場合には、市の出資が50%以上が必須ではなくなったが、いきなり市のほうの出資額を下げた場合の会社に与える影響を含め、どう経営していけばよいかということについては、それぞれの会社別に検討していく必要がある。設立当初から出資比率が変わっていないので、時代に合わせ、検討した上でこのまま続けていけばいいのか、出資比率を下げ、市民に出資を募る形で経営していけばいいのか、見直す必要はあるのではないかと答弁がありました。

委員より、株式会社能生町観光物産センターから、テナントの鮮魚店へ出された文書について、出資している行政側が知らなかった件について質疑がありましたが、担当課より、株主であるからといって、個別の会社の細部の経営まで株主に知らされるものではないと思っている。株式会社能生町観光物産センターの実態となると総務部で答えることはできないという答弁があり、委員より、所管の委員会において、個別の案件を報告してほしい。糸魚川市は、筆頭株主であり、役員でもある。説明ができる所管の委員会で説明し、見える化をしてもらわないと駄目である。ただでさえ官製談合で市民から疑われている。明らかにしていることは、明らかにしていかなければ、信用が持てない。危機感を持って、所管の委員会で報告してもらえるのかという意見に対し、副市長より、個別の案件については、所管の建設産業常任委員会で、今回のコロナ禍の影響による売上補填の補正もあるので、明確な説明をしたいと思っているという答弁がありました。

委員より、出資費率が50%の第三セクターは、副市長が役員である。経営者としての部分は、総務文教常任委員会で、ある程度、方針を知っていると、知らないとかの説明は欲しかった。経営の部分に入り込んではいけないとは思っているが、不正があるかどうかまでは分からないが、不可思議なことが漏れ聞こえてくると、議員は知らないというわけにはいかない。そのような疑念に対して、別の形で答えてもらう場所を設定してもらいたいという意見に対し、副市長より、実態について議員の皆さんに知っていただき、このような議論が長く続くというのは本望ではないので、明らかにし、問題がある部分があるかもしれないのであれば、指摘を頂きたい。もし、説明する機会が設けられるのであれば、話し合いをしたいと思うと答弁がありました。

最後に委員より、誤解してほしくないのは、権現荘のことや第三セクターのことについて指摘するのは、潰さないために言っている。権現荘も第三セクターも頑張ってもらいたいし、スキー場にも頑

張ってほしいということである。

議会から指摘された部分については、素直に実践してもらいたい。指定管理者のリスク分担については、決算審査特別委員会でも集約しているとおりである。質問があるからではなくて、率先して説明してほしいという要望がありました。

このほかにも意見がありました。割愛させていただきます。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

よろしくをお願いします。

今ほどは、権現荘の話に踏み込んで、細かくご報告を頂きました。これは建設産業常任委員会で扱うべきところまで、かなり踏み込んで審査されたのかなというふうに思っているんですけども、そのことは、もう終わったことですから結構でございますが、私、基本的なことを委員長にお伺いしたい。

まず、指定管理を受ける公の建物というのは、つまり今回は権現荘のことをやられてますけど、指定管理を受ける公の建物というのは、何なんだということですね、基本的に。

それから、公の建物を指定管理することで、どのようなメリットがあるのか。

それと指定管理制度と、指定管理者の権限については、どのように委員会で整理されたのか、伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

今、田原委員長からご質問いただいた件については、総務文教常任委員会の中でお話合いがされなかったため、お答えできません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

基本的なところだと思います。

続きまして、指定管理を受ける公の施設が、権現荘のような営業施設の場合、指定管理者と対象となる営業施設と行政と議会の関係については、委員会でどのように整理されていますか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

今ほども頂いた質問なんですけども、その項目については、お話し合いがされないため、先ほどと同じ答弁になりますが、お答えができません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

基本的なことだと思います。

次の質問です。議会の調査権は、どこまで及ぶものか。公の建物の在り方なのか、指定管理者、組織機構か、指定管理者の運営全般か、委員会ではどのようにされましたか。先ほどの報告の中から、その部分を抽出して説明を頂きたいと思います。

〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時31分 休憩〉

〈午前10時31分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

あくまで委員会の中でお話し合いされた中の部分を抽出させていただきますと、副市長がおられることで、その役員である。だから、いろいろ総務文教常任委員会で質問させていただいている。本当は、経営者としてのお答えを総務文教常任委員会でお答えいただきたいという程度の意見が出たんですが、今ご質問いただいた件には、正確に私の主観でお答えすることはできません。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、12月13日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、指定管理者の評価結果について（権現荘）であります。

担当課より、指定管理者制度の運用ガイドラインによる指定管理評価委員会の意見書と評価票の資料及び株式会社能生町観光物産センターから提出された事業計画書などの資料に基づく説明、また、第三セクター能生町観光物産センターが指定管理者になった経過についての説明を受けた後、多くの質疑が交わされていますので、一部をご報告いたします。

委員より、日帰りの利用が減少していることへの今後の対策について質疑があり、担当課より、インターネット等の周知をやってきたが、日帰りのお客様が大きく減っているのは地元のお客様が多いためと思っている。お客様を取り戻すために、高齢者サロン、独り暮らし高齢者イベントを権現荘で行う中で、リピーターとなって、また戻っていただく施策を行っているかと答弁がありました。

委員より、自社サイトからの予約を促進することで削減を図ることについて質疑があり、担当課より、自社サイトからのほうが優位であるという判断をし、提案をさせていただいたと答弁があり、また副市長より、大手予約サイトでは手数料がかかり、権現荘の売上げが減る。私も会員だが、直接メールが届く。新たな利用客を得るには大手サイトが有効だが、リピーターをつかむには、自社サイトに誘導するほうが利潤も上がるので、そのように進めたいと答弁がありました。

委員より、今年度の補正の金額が妥当だったのかと疑念を持つものであるが、評価委員会並びに行政の見解はいかがかとの質疑があり、担当課より、評価委員会としては、コロナの影響に対する補填は、一律に赤字部分全て補填するのではなく、それまでの収支実績や収支の削減努力を考慮して判断することが望ましいという評価をしている。一定のルールづくりが必要でないかという指摘を基にして、今回の補正では、過去3年の実績の平均値を取り、4月から10月までの影響があったと思われる日に限りという方向転換をさせていただいた。それが評価書にある収支実績などに基づいた評価ということになると思うと答弁がありました。

また委員より、指定管理者制度において、運営する側に市の方向性を伝え、理解した上で運営してもらおうという視点が大切と思う。毎月ミーティングしているということだが、市民の皆さんの声を、小さいものであっても届けていただき、運営の向上につなげていただきたいと意見があり、また別の委員からも、令和3年度の年度末までの残された期間、きめ細かく見ていただき、支出額を少しでも減らせる努力を見せてもらいたいとの意見がありました。

そのほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、12月9日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、第3次いといがわ男女共同参画プラン（案）について、第2次糸魚川市人権教育・啓発推進計画（案）について、第2次糸魚川市空家等対策計画（案）について、第4期糸魚川市地域福祉計画（案）について、新型コロナウイルスワクチン追加（3回目）の接種についての5項目であります。

第3次いといがわ男女共同参画プラン（案）については、担当課より、本計画の趣旨、目的、期間を述べ、基本目標、重点目標、施策の方向、さらに推進体制についての説明がありました。

委員より、男女共同参画講座の参加促進策とテーマの家庭暴力について質疑があり、日時、場所、広報については検討していきたい。市内に女性シェルターはなく、上越市、新潟市にある。庁内的には、DVは福祉事務所、子供及び子供たちへのケアについてはこども課が担当し、当課（環境生活課）では、女性相談室を設けているが、関係各課の連携で進めていきたいと答弁がありました。

委員より、アンケートを継続的・系統的に実施することの必要性や、各種団体に働きかけることについての質疑があり、男女共同参画社会実現に向けた啓発活動を推進していきたいと考えており、

アンケートの実施については、検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、表現が男女共同というより女性目線に近いと感じ、男女一緒にというところが見えないことへの指摘があり、男女ではない性別もあり、タイトルのつけ方、中身の重点目標の考え方で議論もあった。上位計画が男女共同参画推進法ということからタイトルはこのようになり、両性からの暴力等もあるが、女性の受ける暴力のほうが多いため深刻なことから、目標として掲げたという説明がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

第2次糸魚川市人権教育・啓発推進計画（案）については、担当課より、計画の概要では、策定の趣旨、目的を示し、期間を令和4年度から8年度までの5年間としていることや、人権教育の5つの視点などの説明がありました。さらに8点の場面における施策の基本方針など、あらゆる場合における人権教育・啓発の推進、様々な分野における人権侵害の現状と課題、施策の方針等を規定する分野別人権施策の推進、関係機関との連携など、推進体制などについて説明がありました。

委員より、同和問題は、教育で正確な過程を知り、認識を改めていくと世代が交代していけばなくなるのではないかと質疑があり、今回のアンケートでは、同和地区出身であることからの差別や人権侵害があると答えたのは、15歳から19歳が一番多く48.7%で、年代が上がるほど下がり35%ぐらいだった。同和問題、部落差別の背景と現状を理解し、児童生徒の発達段階に応じた部落差別の解消へつながる学習を計画に明記し、推進していきたいと答弁がありました。

委員より、子供への暴力防止についての質疑があり、学校教育における人権教育、同和教育推進施策の基本方針で、新たに児童の権利に関する条約の理念を基に、児童生徒が嫌なことは嫌だと言える、助けを求められることができる教育を推進していきたいと答弁がありました。

委員より、相談件数の増加により、相談員への負担が大きいのではないかと質疑があり、現状の学校における相談件数は、なかなか解決に至らず、リピートの相談が多い。相談業務もいろんな分野に分かれており、どういう形で進めるか検討していきたいと答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、第2次糸魚川市空き家等対策計画（案）については、担当課より、計画の概要では、策定の趣旨を説明し、計画の期間を令和4年度から令和8年度までの5年間としている。空き家の現状は、平成30年度で3,360戸、空き家率は17%と増加傾向にある。空き家実態調査では、970件のうち211件が不良度高、187件が特定空き家相当と判定され、5年前と比べて特定空き家相当が8.2%増加している。空き家等の課題については前回より4項目追加し、8点の課題を記載している。基本方針で、情報の把握、発生の抑制、適正管理の促進ため、定期的の実態調査を行い、利活用の支援とともに特定空き家等の解消に取り組み、そのための施策の実施体制を規定し、必要に応じて計画の見直しも行うとの説明がありました。

委員より、空き家の有効活用について質疑があり、現状では、空き家バンクの登録をいただいた方へ、不動産業者に入ってもらいながら仲介をしている。空き家のリフォーム補助について、今後、どのように進めるか具体例を庁内委員会で検討していきたいと答弁がありました。

委員より、特定空き家への対応についての質疑があり、地区の方からご意見を頂いたものを個別に対応し、適正管理をお願いしていて、全部の空き家について情報提供しているわけではないと答弁がありました。

また、空き家の問題は、当市でも避けて通れない大きい問題である。ワンストップで対応できる体制づくりが必要と考えるがいかがかと質疑があり、現状は、関係課の連携で対応しているが、十分とは言えない。ワンストップの窓口も一つの提言として受け止め、検討すると答弁がありました。その他質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

次に、第4期糸魚川市地域福祉計画（案）については、担当課より、計画期間は令和4年度から8年度までの5年間としている。計画の概要で策定の趣旨・背景を述べ、障害や介護、男女共同参画など、個別計画の上位に位置していることや地域の福祉の理念に重点を置いた計画になっている。計画の理念として、共に支え合い、安全で安心した生活を送ることができる地域社会の実現を掲げ、4つの基本目標の下、施策を展開していくなどの説明がありました。

委員より、第3次を踏まえた現状と課題について質疑があり、主に子育て支援のボランティア育成講座は、思うようにできなかった。また、健康診断未受診者、健康づくりに無関心な層の健康情報の発信について方法の見直しが必要であるとの答弁がありました。

委員より、障害者の雇用状況について質疑があり、糸魚川管内の民間企業は達成率が82.1%で、県平均の59.6%より高く、よい状況である。市役所の状況では、法定雇用率2.5%を各部署において達成している。給与については、民間は県平均にしていると思うが、事業所により下がっているところもあり、協同しながら指導したい。市役所は、会計年度任用職員として任用し、市の給料表に沿った処遇をしているとの答弁がありました。

ほかに若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

新型コロナウイルスワクチン追加（3回目）接種については、担当課より、接種実績について、12月6日時点で、1回目は対象者の91.6%、2回目は91.0%である。3回目接種については、2回の接種を終了し、原則8か月以上経過した18歳以上の人を対象とし、接種券を順次発送する予定である。ワクチンはファイザー社製と武田・モデルナ社製の2種類で、ワクチンの種類、供給量に合わせた会場設定を行う。開始時期は令和4年1月中旬からを予定し、医療従事者、高齢者、一般の順になる。実施方法としては、開業医、能生国保診療所、糸魚川総合病院を予定し、4月以降は、能生国保診療所は能生生涯学習センターに、また5月に旧市振小学校、徳合地区公民館、小滝地区公民館でも1日のみ実施予定である。ワクチンの供給は、国から前回の量、人数を把握しながら配分され、現在2月までの配分量が県から示されており、ファイザー社製が先月から配分されている。ファイザー社製は8,328回分、武田・モデルナ社製7,220回分予定されているが、武田・モデルナ社製は現在申請中で承認されていないため、当面ファイザー社製でいくことになる。計画全体は、ワクチンの供給量、国・県の動向により変更になる場合があり、少し前倒しできるものは前倒ししながら進めていきたいとの説明がありました。

委員より、インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンとの接種したときの関係について質疑があり、基本的にはワクチン接種間隔は2週間以上空けることになっているので、2週間空けて打っていただくとの答弁がありました。

そのほかにも質疑が若干ありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

○議長（松尾徹郎君）

ここで、11時まで休憩いたします。

〈午前10時51分 休憩〉

〈午前11時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第3．議案第87号から同第89号まで及び同第100号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第87号から同第89号まで及び同第100号を一括議題といたします。

本案については、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日及び12月3日に、当委員会に付託となりました本案については、12月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第100号、第3次糸魚川市総合計画基本構想の策定については、11月の全員協議会などの質疑や意見により、修正となった部分について、担当課から説明がありました。

質疑・答弁が交わされた後に、委員より、討論の動議がありました。

第3次総合計画にかけるインパクトが市民に対して非常に薄い。ジオパーク等で時間とお金をかけてきたのであれば、なおさらのこと。ジオパークとSDGsを無理やりひっつけることで、市民にとって余計分かりにくくなってしまったとの反対の意見と、SDGsを計画に盛ってあることや、にぎわいと活力のあるまちづくりの中で復興は終結し、新たなにぎわいづくりをつくっていくというところに重点を置いている。さらにいろいろな要素を盛り込みながら、この計画が達成できるよう期待しているという賛成の意見があり、後に起立により採決を行い、起立多数で原案のとおり可決しました。

このほかの議案についても質疑・意見等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

1点、お伺いいたします。

議案第89号、契約の締結について質疑をさせていただきます。

青海中学校体育館大規模改修（建築）工事ですが、予定価格1億6,716万円で、Aランク工事とのことであります。対象となる10者のうち、青海地域の2者のみの応札で、株式会社山岸組が98.7%で落札し、もう一者は予定価格の113.7%とのことでありました。市の第三者委員会では、98.7%という落札率は、談合が疑われる落札率とされていると思いますが、どのような質疑・議論が行われたか、お聞きしたいと思います。

〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時04分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

ある委員より、入札状況と結果、田辺建設さんの1億9,000万円は実際何%になるのかという質疑に対して、今ほど申し上げた113%でございますというこの回答がでございます。そして、特殊なソフトの計算式があると思うが、その113%の理由について質疑がございまして、その中の答弁では、今回の入札に当たっては、この金額が高いということで、その設計額といえましょうか大きく予定価格より上回った理由というところかと思うと答弁しております。正直なところ、こういう金額について入札をされた詳細な理由というのは分かりませんとお答えしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

私は、本案が談合が疑われる落札率とされている範囲内にありますので、合理的理由がない限り賛成することはできないわけであります。採決では、退席させていただきたいと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございせんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

伺います。

今、なかなか糸魚川市の工事発注に関しましては、市民の目も厳しく、議会としてのチェックも厳しくしなければいけないという状況下において、総務文教常任委員会では大型物件の審査、大変ご苦労さんでありました。

それで、伺いますが、同等の施設の工事等、事例を調査された上で今回のことを委員会の中で調査をされましたか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

そのような審査は行っておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

残念です。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第100号、第3次糸魚川市総合計画基本構想の策定についてで、反対の立場で討論します。本計画は、令和4年度から令和10年度の7年間の計画で、糸魚川市が目指す方向と、それを実現するための施策を明らかにした、まちづくりの基本指針であります。市民にとって、分かりやすい計画とありますが、果たしてそうなのか、1項目を例に挙げて反対いたします。

第6章では、計画推進に向けた効率的な行財政運営を行う旨の記載があります。RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を最大限活用し、機械で処理できるところは職員があまり介入せずに、事務の効率化や人的ミスの削減が図られると考えます。地方分権の推進、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、適切な管理と組織・機構の見直しを推進するとありますが、令和2年度の正職員数508人と、最終目標の令和10年度の正職員数がほぼ同じなのは、理解に苦しむところであります。行政事務量の大幅な削減等により、残業時間も改善されることや、市内の人口減も加速した場合、この先、職員の雇用を維持するためには、仕事を創る以外にほかありません。糸魚川市のシンクタンク、頭脳集団として職員の意識改革、意欲向上が待たれます。

以上により、本議案について反対するものであります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第100号、第3次糸魚川市総合計画基本構想の策定について、反対討論を行います。

第6章、計画推進に向けた効率的な行財政運営、第1節、行政の電子化・情報化の推進の項で、今後のデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進のため、民間サービスとも連携し、新たな活用策の展開を図りますとあります。

5月12日に成立したデジタル関連法は、強い権限を持ったデジタル庁を新設し、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものであります。デジタル化の狙いは、地方自治体が持つ個人情報であります。国や地方自治体のシステムや規定を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものであります。個人情報が、企業のもうけや政府などによる個人監視に使われかねないということでもあります。そのようなやり方には、反対であります。

第2節、積極的な行政改革では、成果を重視した持続可能な行政経営を基本として、積極的な行政改革に取り組みますとあります。

実際には、権現荘問題や談合問題に示されるように、改革しなければならないところが多くあると思います。まず、そういうところから取り組む必要があると思います。

以上の点から、本案には反対であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第87号、糸魚川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第88号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、第3次糸魚川市総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第90号、同第92号、同第96号及び陳情第5号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第90号、同第92号、同第96号及び陳情第5号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、12月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第90号、92号、96号については、原案可決であり、陳情第5号については、不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第90号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、改正内容である水道料金の改定、加入金の廃止、開閉栓手数料の納付方法の変更の大きく3点について説明を受け、質疑を交わしております。

委員より、各地域の住民説明会における意見について質疑があり、担当課より、改定について厳しい意見も頂いたが、どの会場においても、水道事業の現状を認識していただき、おおむね理解が得られたものと考えていると答弁がありました。

委員より、船舶用姫川港での給水にかかる料金について質疑があり、担当課より、おおむね月に1,000から1,500立方メートルの料金を請求していると答弁がありました。

議案第92号、訴えの提起については、担当課より、昨年10月、親不知ピアパーク駐車場に放置車両らしきものがあるとの連絡をピアパーク従業員から受けた後の対応について、所有者と連絡が取れず、施設の管理にも支障を来す状況になっていることから、市の顧問弁護士にも相談し、訴訟により解決を図りたいとの説明を受け、質疑を交わしています。

委員より、損害金の請求と当該放置車両の処分について質疑があり、担当課より、顧問弁護士と相談して進めると答弁がありました。

次に、陳情第5号、コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出については、反対の意見があり、採決の結果、不採択となりました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

陳情第5号、コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出について、賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染症による飲食店への影響等により、米の過剰在庫が増え、政府の求めに応じて生産農家や農業団体が、大規模な生産調整を行ってきたことは、ご承知のとおりであります。それでも、概算金・仮渡金が、下落状態にあるのも事実であります。過剰在庫が解消されない中で、国民の主食である米に対する実効性ある米価下落対策、例えば備蓄米枠を拡大し、買い入れてほしい。市場からの隔離措置を取ってほしいという生産者の声がございます。コロナ禍での生活困窮者や学生、こども食堂やフードバンクに国産米を提供する食料支援制度の拡充を求める国民の声が広がっているのではないかと指摘も、そのとおりだと思います。

国連の家族農業の10年は、持続可能な社会を目指して掲げられたものであり、2017年12月17日の国連総会で、日本を含む全会一致で可決されたものであります。日本の食料自給率2020年度37.17%は、沈下状態がさらに進み、先進国で最悪の状態となっております。コロナ禍での食料農業政策を講じ、家族農業を守り、食料自給率の向上を求める本陳情は、厳しい現状を見ながら、将来を見据えた対応を求めるものであり、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第90号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、令和3年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第5号、コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本陳情を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は、不採択とすることに決しました。

日程第5．議案第91号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第91号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤 麗議員の退席を求めます。

〔6番 伊藤 麗君退席〕

○議長（松尾徹郎君）

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第91号、指定管理者の指定について（駅北広場）については、12月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

担当課より、令和4年4月1日から駅北広場キターレの指定管理者を公募し、糸魚川市公の施設指定管理者選定委員会で、指定管理者候補に選定した株式会社イールーと議決後に協定の手続きに移りたい旨の説明があり、委員より、今後5年間の指定管理となるが、前任の指定管理者からのノウハウの引継ぎはどの質疑に対して、担当課より、正式な引継ぎは、議決後、協定を結ぶ前にしっかりと行うと答弁がありました。

委員より、指定管理者候補の代表と議員との関係や公の施設管理者の選挙運動について質疑があり、担当課より、指定管理者の指定基準に照らし合わせ、また、選挙管理委員会に確認して、問題ないと判断していると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第91号、指定管理者の指定について（駅北広場）で、反対の立場で討論します。

本件は、指定管理者制度に基づき、施設名称、駅北広場を当該企業に管理運営を行わせるものであります。2つの観点から、反対いたします。

1、指定管理者は、公募を原則とするとしていますが、今回1者のみであったと聞いております。最低でも2者以上の公募がないと、そもそも比較競争原理が発揮されず、民間の個々の能力が十分あるのか、結果としてサービス向上が図られるのか、懐疑的とならざるを得ません。公募というからには、もっと数者が手を挙げるようなことが必要ではなかったのではないのでしょうか。

2、今回の指定期間が、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とあります。初

回に限っては、指定期間が2年でありましたけれども、2回目以降の令和4年度以降は、おおむね5年間とし、個々の施設の実態に適合する期間を設けることができるとされていますが、さすがに長いのではないかと思われ、施設をより魅力あるものへと、企画等で毎年ブラッシュアップを図るにしても、最大で4年間と考えます。

以上により、本議案について反対するものであります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第91号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

伊藤 麗議員の退場を解きます。

〔6番 伊藤 麗君着席〕

日程第6．議案第93号、同第94号及び同第97号から同第99号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第93号、同第94号及び同第97号から同第99号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、12月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第93号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、し尿くみ取り手数料の改定であり、公共下水道、浄化槽の整備が進ん

だことや人口減により、し尿くみ取り量全体が減少していることと、収集運搬経費が割高になっていることなどから、受益者負担の原則に基づき、今回、単価の改定を行いたい。改正事項としては、市から業者へ支払う委託料を10リットル当たり110円とし、市民が市へ支払う手数料は、事務費分2円を加算した112円となること、改正に伴うモデル世帯の負担としては、年額約3,400円の増額と試算しているとの説明がありました。

委員より、受益者負担の原則の下で進めることになると、戸数が減少すれば手数料が上がるばかりになることについての質疑があり、下水道の一般家庭の負担は、年間約3万8,000円、し尿くみ取りの手数は今回の改正で年間2万7,400円程度なので、まだ差があることから、受益者負担の原則の下、改定を検討していきたい。3年に一度見直ししているが、受益者の負担感が出てくると思うので、料金改定の際には、配慮しながら見直しを行ってほしいとの答弁がありました。

その他若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

議案第94号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に引き上げる改正であるとの説明があり、委員からの質疑はありませんでした。

議案第97号、令和3年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第98号、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）、議案第99号、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、いずれも質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第93号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、令和3年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第95号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第95号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第95号については、12月10日に審

査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

消防本部の関係部分では、担当課より、令和4年度採用予定の職員1名分の被服費、消防施設の老朽化した通信指令施設のエアコンの更新についてであると説明がありました。

委員より、通信指令室のエアコン更新費用が500万円ということであるが、かなり大がかりな工事になるかと思うが、規模や詳細について教えてほしいという質問に対し、担当課より、通信指令室のエアコンについては、庁舎設置当初の18年前のもので老朽化が進んでいる。これまで特に問題なく作動していたが、今年に入り故障等の不具合が発生した。4台あるエアコンは、いつ故障してもおかしくない状況である。通信指令室には精密機械が入っており、そのバックアップ用のエアコンも含め、補正対応をお願いしたいものであると答弁がありました。

総務課の関係部分では、担当課より、職員の人件費部分補正内容については、4月の人事異動に伴うものと、退職者増に伴う退職金の増額についてであると説明がありました。

委員より、退職金の補正に関しての質疑があり、担当課より、当初予定していた退職者は13名であり、定年前の早期希望退職者3名、3月31日に本人都合の退職希望が1名、8月に既に退職された方1名の合計5名分の退職手当を補正予算に算計上している。問題を起こした係長は、免職処分で退職金は支払われておらず、前副市長については、現在退職金の支払いを差し止めている状況であると説明がありました。

次に、財政課の関係部分では、担当課より、繰越明許費の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、追加の3回目の接種に係る繰越しである。債務負担行為の補正は、小学校ICT環境推進事業と中学校ICT環境推進事業の2事業において、4月以降に契約する業務を進めるため、債務負担をお願いするものであると説明がありました。

委員より、債務負担行為の補正内容については、詳細を丁寧に説明してほしい。反対はしないが、説明をしっかりとるように要望するという意見がありました。

担当課から、債務行為に追加した2事業については、教職員が使用するパソコンとセンターサーバーの更新で、パソコンは、小学校112台、中学校123台。センターサーバーは、小学校ICT環境推進事業の中で、中学校も含めて更新する。カラーレーザープリンターは、各校に1台。モノクロレーザープリンターは、学校規模に応じて1台から2台を整備する。パソコン1台当たり幾らであるかということになると、プリンターや、そのほか関連するソフトを含めた費用ではあるが、1台当たり27万3,000円となる。サーバーの更新費用は、リース代を含めて4,500万円程度である。債務負担行為は、あくまで事業費の限度額であるという説明がありました。

次に、こども課関係部分では、担当課より、児童手当費については、児童手当の所得上限限度額の創設に伴うシステムの改修委託料の追加である。糸魚川中学校改修事業については、本年度から、2年計画でトイレの大規模改修を行っており、糸魚川中学校のトイレ改修工事を影響の少ない夏季休業中に行いたいため、今年度中に実施設計を行いたため、委託料を追加するという説明がありました。

委員より、実施設計委託について、トイレの改修規模や個数について質疑があり、担当課より、糸魚川中学校全体で79か所あるトイレを、今回の計画では64か所になるが、全てが洋式トイレに置き換わる。トイレの床をドライ方式にするなど、衛生環境を向上する改修も予定していると説

明がありました。

このほかにも質疑等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

議案第95号。

本会議初日、本会議において当委員会に分割付託となりました議案第95号については、12月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、商工観光課の関係部分では、指定管理料（柵口温泉権現荘）の補正額1,710万円について、委員より、余剰があった場合の対応について質疑があり、担当課より、この後、第6波等の影響がなければ、この金額以内を上限として補填するが、収入がプラスになった場合は、市に返納するという考え方。会社の決算が、5月末の市の会計出納閉鎖までに処理ができれば返納していただくが、遅くなれば来年度になる可能性もあると答弁がありました。

委員より、指定管理者とのリスク分担の協議について質疑があり、担当課より、指定管理者のほうから協議書が提出され、指定管理者と市で内容を協議し、指定管理料という形で補填する。まず、市の意向を整理し、指定管理者側と意識を合わせて補填額を積算する協議を行うと答弁がありました。

委員より、この補正案は、コロナウイルス感染に対するリスク分担に基づく指定管理料の追加ということだが、新聞で報道があった件に関して、コロナのリスク分担、コロナでの赤字ではなくて、純粋に赤字を補填してるんじゃないかと市民より疑念を持たれているのではないかと。行政側に資料があれば、それに基づき説明をしてほしいとの質疑があり、担当課より、平成29年4月1日から能生町観光物産センターが権現荘の指定管理をしており、その直前に納品方法、ローテーション、納品価格などの話合いがあり、2割の上乗せは、市内の飲食店等に卸している金額と同じ程度の割合ということで、鮮魚センター側から提案を受けたものということだ。この文書については、鮮魚店から内容を確認するため確認書が欲しいということで、鮮魚店に送られたものだと聞いている。かに屋横丁、酒販組合などとは打合せしないのかと確認したところ、書類は求められなかったので提出をしていないが、同様に事前協議を行っているという回答を得ていると答弁がありました。

これに対して委員より、指示書ではなく確認書ということではどうか、かに販売店には求められなかったため確認書を出していないとの理解でよいかとの質疑があり、担当課より、能生町観光物産センターはそのような扱いであると回答があったと答弁がありました。

委員より、2割と地元の鮮魚店を使うことを、指定管理者に対して行政はどう依頼しているか。このことは行政から依頼してのことか、観光物産センターが独自でやってることなのかとの質疑があり、担当課より、市外の量販店などで仕入れれば安くなるが、地域振興とならないことから、地

元を中心とした仕入れをお願いしている。2割が多いか少ないかは、鮮魚店の営業であり、お答えは難しいが、一般的な小売業では3割程度というふうに言われていると聞いていると答弁がありました。

農林水産課の関係では、委員より、越の丸ナス等園芸作物について質疑があり、担当課より、東京の豊洲市場に出荷している越の丸ナスが、コロナの影響を受ける前の5か年の平均の金額から3割程度落ちたということであり、ほかの園芸作物については、一部、金沢などへ出荷していると聞いているが、今回の補正は、東京の豊洲市場など県外に出荷している越の丸ナスを対象としていると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第95号については、12月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

環境生活課関係では、交通安全対策費のドライブレコーダー設置促進事業は、安全運転の意識向上及び犯罪の抑止を図ることを目的にした補助事業で、当初予算500万円に、150件150万円を追加したいという説明がありました。

委員より、新車購入時におけるドライブレコーダー設置促進事業補助金の申請についての質疑があり、機種のカatalog、領収書への内訳記載、見積書での機種費用などにより対応しており、割合的には新車への設置のほうが半数を超えているので、自動車販売店も理解もされていると思うが、今後も周知に努めたいと答弁がありました。

福祉事務所関係、健康増進課関係では、質疑はありませんでした。

以上で、議案第95号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

○議長（松尾徹郎君）

ここで、昼食時限のため暫時休憩いたします。
再開を1時といたします。

〈午前11時54分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第95号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、反対討論を行います。

事業ナンバー75、柵口温泉権現荘管理運営事業の指定管理料1,710万円において、行政に対して再三再四、リスク分担の詳細説明を求めてまいりましたが、納得のいく説明がなかったことと、12月13日の建設産業常任委員会の審査と調査の内容で、委員の質疑を委員長が抑制するところがあったため、反対いたします。

反対の理由として、1つ目は、9月の決算審査特別委員会の集約として、指定管理料のリスク分担について費目別の説明を求めておりましたが、12月定例会前の建設産業常任委員会で説明がない中、補正予算に1,710万円を計上してきたことであります。

2つ目は、9月定例会以降、建設産業常任委員会では、所管事項調査や委員会協議会を6回行っており、行政はリスク分担について説明する気持ちがあれば、いつでも説明ができる環境にあったことがあります。

3つ目は、12月8日のコンプライアンス調査推進特別委員会では、12月定例会一般質問で、権現荘の鮮魚の仕入価格で疑問が生じた件と、令和2年度のリスク分担の詳細説明が、いまだなされていないことから、委員会の総意として建設産業常任委員会に詳細説明を行政に求める申入れを行いましたところ、12月13日の建設産業常任委員会の冒頭、休憩中の発言として田原委員長は、議長に対して常任委員会と特別委員会の付議事件の共有など、取扱いについて問題がないか尋ねた折、議長は、コンプライアンス調査推進特別委員会委員長と協議してほしい。議長として調整ができないと述べ、あたかも議長に責任があるがごとく委員会の場で述べております。

しかし、議長は、正副委員長同士で協議してほしいと述べ、調整はできないとはっていないということでもあります。

現状は、コンプライアンス調査推進特別委員会委員長の保坂より、8日夜に田原委員長をはじめ、

全議員に申入れの内容をメールで伝えており、田原委員長からは、9日のお昼に既読の返信を頂いております。

また、田原委員長に直接話をするために、9日の夕方4時9分と5時23分、10日の午前8時59分と9時51分、11日の午前9時51分に電話をしましたが、全て留守電となり、その留守電にコンプライアンス調査推進特別委員会の総意の確認をお願いしております。

4つ目は、13日の朝9時、市役所1階のコピー機のところで、保坂は、田原委員長に偶然会うことができ、声をかけましたが、一言もなく無視をされました。具体的には、おはようございます。委員会の傍聴をお願いします。留守電を確認しましたかと3回声をかけましたが、3回とも一言もなく、無視をされてしまいました。

12月4日の保坂の一般質問で、権現荘の鮮魚の仕入れについて明解な回答がなく、13日の建設産業常任委員会では、鮮魚の仕入れについて行政から説明があることを期待しましたが、全くありませんでした。とても残念でありました。

今定例会を振り返ってみますと、議案第95号が提出された本会議初日に権現荘の仕入れの質問があり、一般質問での鮮魚等の仕入れ価格についての質問があり、総務文教常任委員会の所管事項調査での第三セクター能生町観光物産センターの筆頭株主としての対応について指摘があり、コンプライアンス調査推進特別委員会においては、リスク分担の詳細説明について、建設産業常任委員会に申入れを行うなど再三再四、市税投入の根拠になる重要な部分の説明を求めてまいりました。第三セクターは、株式会社権現荘は指定管理ということで、経営そのものについて議会は物を言うことはできないと思います。

しかし、コロナ対応のリスク分担については、市民の税金を投入する以上、会計の中身について適正なものか調査する責任があると思っております。いいかげんな形で支出をすることは、市民への背信行為となります。議員各位は、改めて事の重大さを自覚すべきと思います。

建設産業常任委員会においては、12月定例会の付託案件であるにもかかわらず、午後からの講演会ありきで委員会審査を行い、委員が質疑を行っても、行政が答える前に委員長が委員の質問に対して口を挟む場面を数回確認しております。委員の立場に立てば、とても質問をしづらい空気感が漂っておりました。傍聴していて、委員がとても気の毒に感じました。

今回の補正予算では、除排雪委託料3億円、新型コロナワクチン接種事業2億3,190万円、3款民生費の各種扶助費4,159万円、ドライブレコーダーの設置促進事業150万円の増額など、生活に必要な措置に反対するものではありませんが、議長を除く全議員が参加している決算審査特別委員会の集約と、議長と2名の議員を除く全議員が参加しているコンプライアンス調査推進特別委員会の申入れをないがしろにされたことは、両委員会の委員長である私としては、到底容認できるものではありません。行政の説明は、各委員会を軽く考えているようにしか思えません。

また、13日の建設産業常任委員会、田原委員長の委員会運営も甚だ疑問が残っております。今後は、もっと素直に質疑ができるようにしていただきたいと思います。リスク分担について、法人の経営で詳細な会計の審査ができないくらいなら、コロナ対応のリスク分担の支出自体をやめたほうが、市民のためと思います。

これらの理由で、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、反対をいたします。議員各位におかれましては、予算案の反対をもって行政の怠慢と建設産業常任委員会の審査の手法

について、議会のチェック機能の重さと厳しさを態度をもって示していただきたいことをお願いしまして、私の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野議員。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

みらい創造クラブの東野でございます。

議案第95号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の補正予算で大きな焦点は、各常任委員会に分割付託された案件で、合計4つございます。

1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、追加の3回目の接種に係る費用2億3,190万1,000円が計上されました。

先日も、長岡市と新発田市の小学校においてクラスターが発生し、第6波の影響が心配される所でございますが、今後も安心して日常生活を送る上で大切な事業であると考えます。これから、国の観光に関する施策が実施されることにより、市内でも感染に対する不安が増幅してくることと考えます。3回目のワクチン接種に向け、確実に準備を進めていただきたい、このように考えております。

2つ目は、小学校ICT環境推進事業8,000万円と中学校ICT環境推進事業3,500万円の2つの事業についてで、4月以降に契約する業務を進めるために債務負担行為による補正予算として計上されました。こちらも日進月歩変わりつつあるICT環境に対応するべく、教育の現場に必要な経費であると考えます。子供たちの未来のために教職員各位に最適な環境整備を進めていただきたい、このように考えております。

3つ目は、こども課の関係部分で、糸魚川中学校改修事業で設計等委託料として280万円計上されました。こちらは、糸魚川中学校全体で79か所あるトイレを、今回の計画で64か所を洋式トイレに置き換えるための設計等委託料とのことであります。

一般家庭でも、トイレのほとんどは洋式であると想像されますし、少子化が進む糸魚川市にとって、生徒たちに快適な学校生活を送っていただくための大切な事業であると考えます。和式であるがために用を足すことがおっくうで、日頃我慢している生徒もいる実態を伺っております。生徒たちの健康状態に気を配り、早期に洋式トイレ設置の実施を願うものであります。

4つ目は、建設産業常任委員会において付託審査された商工観光課（能生事務所、青海事務所）の関係部分で、ピアパークやシーサイドバレー等も同様ですが、現在、旅館、民宿、飲食店が、大変厳しい経営状況にある中、公共施設である権現荘に対して1,710万円の予算が計上されました。

本来、権現荘に関する指定管理料は設定されておらず、今回の支出も新型コロナ対応によるものと理解しております。そして、糸魚川市にある公共施設を維持する上で大切な支出とも理解してお

ります。市全体で観光産業を育成するための事業費、支援と考えなくてはなりません。

そもそも温泉センターの福祉施設と宿泊施設が一体化した建物で、施設設置について農林水産省の山村振興策として取り組んだものであり、旧能生町時代の上能生地区の活性化策、地域経済と観光振興、地元雇用の維持のために行ってきた事業です。現在、経営状態の厳しい権現荘は、過去に農林水産省の補助金で整備されていることから、民間譲渡もすぐに移行できず、仮に譲渡した場合、補助金の返還が生じます。そればかりか、今後の農林水産省への補助金申請に支障を来すことも想定され、改修費用についても国の経済対策である交付金を活用している経緯もあります。

行政側と指定管理者のリスク分担について、私が建設産業常任委員会の審査を傍聴させていただいた席で、担当課の説明では、コロナ禍が終息し、決算までに経営が黒字化に転じた場合には、経常した予算の一部をお戻しすると説明されており、健全な経営を目指し、黒字化を実現していただきたいと考えております。

さらに、本定例会の総務文教常任委員会、所管事項調査の中の指定管理者制度について協議された中では、井川副市長から、問題がある部分が、もしもあれば指摘していただきたいし、説明する機会が設けられるのであれば、説明させていただきたいと誠意のある答弁を頂いております。引き続き休会中においても調査を進めていければと考えております。

権現荘は、春に起こった来海沢の土石流災害の避難場所としても利用され、市民のための公共施設として重要な役割を担いました。地元漁業協同組合で水揚げされた新鮮な魚、ノドグロ、アンコウの料理プランなど、また、地元野菜、山菜の店頭販売の強化、小学生を中心とした花植えにも参加されていて、職員各位におかれましては、地域で社会貢献活動も活発に行っております。

また、老人を対象とした日帰りプランなども好評と聞いております。今後は、官民一体で様々なプランをつくり出し、黒字化に向けて必死に取り組んでいただきたい。売上げの確保や地域の活性化について、特別な条件が課せられた指定管理者に対し、そのような願いを込めた補正予算計上であると考えます。今後もしっかりとしたビジョンを持って、権現荘運営を進めていただきたい。強く要望いたします。

これらを踏まえ、議案第95号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、ご賛同いただきたく、賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

こんにちは。田原洋子です。

議案第95号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論します。

この議案第95号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）には、3回目の新型コロナワクチン接種事業や除排雪・融雪施設事業、学校や福祉、にぎわいづくり、産業など、多くの大切な事業が含まれており、その全てを反対するわけではありません。

ただし、事業ナンバー75、柵口温泉権現荘管理運営事業の指定管理料1,710万円に対し、疑問が残るため、反対いたします。

まず、議長及び監査委員を除く議員で構成する決算審査特別委員会で、令和2年度に権現荘に対し3,545万9,000円が指定管理料として支出されたことについて、かなりの議論が交わされました。

これを受け、9月22日の定例会、決算審査特別委員会の委員長報告でも、権現荘（財政補填を受ける指定管理者）などのリスク分担については、年度全体の赤字（不可抗力によるもの）に対して、一定の割合で補填分を算出する方法は、市議会の決算においてなじまないことが分かった。決算において、不可抗力による赤字分については、項目別に積算した形で説明する必要があると集約がされています。

しかしながら、付託案件審査を行った建設産業常任委員会では、リスク分担についての説明が不十分であり、新型コロナウイルス感染症に伴う赤字分なのか、疑問が残ります。例えば役員報酬、仕入れ原価、廃棄ロスなど改善がどの程度行われたのか不明です。

また、マリンドリーム能生との共同広告と通販サイト、利用促進キャンペーンは、マリンドリーム能生と権現荘の経費負担割合がどうなっているのか、明確にされていません。

さらに、建設産業常任委員会に提出された資料、柵口温泉権現荘指定管理者の評価・結果についての収支状況を見ると、令和2年の広告費は、計画280万としているにもかかわらず、643万7,705円と約2.4倍、販売促進費が350万円に対して738万5,495円と約2倍、支払手数料が260万に対して792万4,305円と約3倍、事務用消耗品費が50万円のところ、121万9,203円と約2.4倍と計画を大きく上回る支出をしています。また、令和3年度の広告宣伝費は、計画480万円に対し、4月から10月の広告費支出は、既に597万8,000円と100万円以上、上回っています。幾ら大手サイトからの予約を導入し、予約サイトの手数料とカード決済手数料が増えたとはいえ、宿泊者数、日帰り利用者数が回復していない中で、計画以上の支出を続けていけば、経営を圧迫するのではないのでしょうか。これでは、売店の売上げを伸ばそうと温かみのある手書きのポップをつけたり、創意工夫で料理を提供したり、清潔さや笑顔で接客を心がけるなど、必死で頑張っている従業員の努力が水の泡です。

また、令和2年度の指定管理料は、収支がプラスマイナスぴったりゼロになる3,545万9,000円なのに対し、令和3年度、今回の補正は、収支がマイナス1,697万4,000円となる1,710万円というのも、計算の根拠が示されましたが、令和2年度とリスク分担について、どこがどう違うのか丁寧な説明がされていないと思います。

さらに、指定管理者の評価・結果について、糸魚川市の評価はB、事業計画の目標や仕様書の内容を下回り、改善努力が必要なものとされていますが、指定管理者の自己評価は、Aマイナス、目標や仕様書の内容に、おおむね沿っているものとしていることは、経営体制を厳しく見ていない表れではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響は、急に始まったことではなく、今年度は2年目になります。いつまでも新型コロナウイルス感染症を不可抗力として、改善の余地があるにもかかわらず、指定管理料を血税で補填することは、市民から見ても納得できるものではありません。

井川副市長も委員を務める糸魚川市公の施設指定管理者選定委員会（評価委員会）の対象施設、

権現荘の意見書にある指定管理施設全体に対するものに明記されているコロナの影響に対する補填については、一律に赤字部分全てを補填するのではなく、それまでの支出実績や支出の削減努力を考慮して判断することが望ましい。現状の協定に基づいて、コロナの影響を不可抗力とし、指定管理者に負担を求めなくてもよいとしていることについて、協定の改定などを含めて、よく検討してほしい。この2点に尽きます。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔6番 伊藤 麗君登壇〕

○6番（伊藤 麗君）

清新クラブ、伊藤 麗です。

議案第95号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億2,973万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ270億7,317万7,000円とするものであります。今期での補正は、県や国からの財源を有効に活用するものや、新型コロナウイルス対応とされる補填が、農業分野にもあったことを高く評価いたします。

商工分野では、一般財源から指定管理料3,900万円のシーサイドバレースキー場に700万円、指定管理料のない権現荘に1,710万円の増額です。どちらも前年度は、リスク分担により赤字部分全てへの補填でしたが、今年度は、新型コロナウイルス流行前3か年の売上げを分析した補填に見直されました。これは、市民、議会と外部評価委員の意見を行政が受け止め、反映した結果と言えます。

また、両者とも、特に鮮魚類などについては、地域貢献の観点から、市外の安いものをあえて仕入れしていません。

権現荘に関しては、5月1日から9月30日の間、緊急事態宣言、まん延防止地域からのお客様の受入れをしないこと、9月3日から9月16日の14日間の休業を行政が指定管理者に求め、それに応じた経緯があります。指定管理者にとっては、厳しい経営条件を課しての運営がなされているという実情がございます。

その中でも権現荘本来の設置目的に沿うための取組、糸魚川市民応援プラン、大先輩応援プランなど、市民に愛されるための努力と役員報酬のカットなどの経営努力も見られたことが確認できました。

しかしながら、まだ市民の皆様への説明が足りないと言われる部分に関しては、引き続き、丁寧な説明と、指定管理者には、さらなる経営努力を期待したいものです。

これらの補正予算を可決とすることは、市内に住む人たちが、スキーやスノーボードなど、ウィンタースポーツに幼い頃からなれ親しむ機会を得られること、市内に住む人たちの健康増進、そし

て、交流人口の増加による都市に住む人たちの交流に寄与することと考えます。それらは、決して税金の無駄遣いではなく、合併したからには、皆同じ糸魚川市民との共通の自覚を持つことは、もちろん大切ですが、一方で、旧糸魚川市、旧青海町、旧能生町、それぞれ大切にしてきたものを理解し合い、認め合って、大切にしよう、そのために知恵を出し合っていこうではありませんか。

今日、この討論をするに当たって、発言通告書を提出する直前まで、担当課に説明を求めてまいりました。納得した上で、私、伊藤 麗は、本補正予算については賛成し、議員各位におかれましてもご賛同いただきたく、賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔４番 新保峰孝君登壇〕

○４番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第９５号、令和３年度糸魚川市一般会計補正予算（第８号）について、反対討論を行います。柵口温泉権現荘管理運営事業で、指定管理料１，７１０万円が計上されております。新型コロナ対応ということであります。

糸魚川市が５０％出資している株式会社能生町観光物産センター社長名で、権現荘の仕入れについての依頼文書が以前出されておりますけれども、鮮魚、その他海産物を扱う鮮魚センターの関係店舗に対し、仕入れに２０％上乗せして納入してほしいという、そういう内容のものであります。赤字旅館ではあり得ないことではないかと思えます。

権現荘の新型コロナの影響によると思われる赤字分は、糸魚川市が指定管理料として払うことにしているようですが、令和３年１１月８日付、公の施設指定管理者選定委員会（評価委員会）の意見書では、コロナの影響を不可抗力とし、指定管理者側に負担を求めないとしていることについて、協定の改正などを含めて、よく検討してほしいと記載されております。２０％上乗せ分も赤字分として支払われている可能性があります。こういうことは、許されないことではないかと思えますので、本案には反対であります。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第９５号、令和３年度糸魚川市一般会計補正予算（第８号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔教育長 鶴本修一君退席〕

〈午後 1 時 3 2 分 休憩〉

〈午後 1 時 3 2 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 8．議案第 1 0 1 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 8、議案第 1 0 1 号、教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 0 1 号は、教育長の任命についてでありまして、教育長、鶴本修一さんの任期が、令和 3 年 1 2 月 3 1 日をもって満了となりますことから、再度任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1 人 1 5 分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第101号、教育長の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

〈午後1時34分休憩〉

〈午後1時35分開議〉

〔教育長 齋本修一君着席〕

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

当市議会では、申合せにより、教育長に就任し、または再任したときは、挨拶を行うこととしておりますので、この際、発言を許します。

齋本教育長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

齋本教育長。〔教育長 齋本修一君登壇〕

○教育長（齋本修一君）

今ほどは、市議会議員の皆様方から、私の教育長再任への議案のご同意をいただきまして、ありがとうございました。

8月30日に任に就きまして、3か月半が経過しました。引き続き、市の教育行政の重責を担う立場になりますが、身を引き締めて、これからの仕事に向けて、精いっぱい努めてまいりたいというふうに思っております。

とりわけ、糸魚川市の教育の特色であります子ども一貫教育方針・基本計画、そのそれぞれの施策については、情熱を込めて、これからの充実に向けて頑張っていきます。

それから、喫緊の課題でもありますが、しかも継続しておりますコロナ対応も含めまして、子供たちの安心安全、学校の安心安全、保育園も含めまして、子供たちの健やかな成長のための環境づくりにも目配り・気配りをしながら、努めてまいる所存でございます。

どうか議員の皆様方からも、今までと変わらぬ糸魚川の教育へのご理解とご支援を継続して賜りますように切にお願い申し上げます。

挨拶に代えます。

〔拍手〕

日程第9．議案第104号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第104号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第104号は、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億5,146万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、3款民生費の子育て世帯等臨時特別支援事業の追加であります。子育て世帯臨時特別支援事業につきましては、当初、現金とクーポン券との併用するものと示されておりましたが、政府の方針変更により、当市におきましても年内に一括現金での給付といたしたいと存じます。

市といたしましては、市内経済への波及も考慮し、クーポン券との併用も検討しておりましたが、子育て支援という事業目的を踏まえ、できるだけ早期に給付いたしたいため、提案させていただくものでございます。

支給に当たっては、できるだけ市内での利用をお願いするとともに、市内経済の状況を見ながら、別の経済対策についても検討してまいります。

次に、歳入につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

では最初に、補正の内容につきまして、資料でご説明させていただきます。

お手元に配付いたしました議案第104号の資料、一般会計補正予算（第9号）の概要をご覧くださいと思います。

まず、この子育て世帯等臨時特別支援事業は、子供を養育している者の所得が、一定基準以下の世帯に対し、ゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり10万円の給付を行うものになります。

先行給付といたしましての5万円につきましては、補正予算（第7号）によりまして、12月

3日に議決をいただいております。残りの5万円相当につきまして、国の方針変更、事務手続の負担及び子育て世帯の意向を踏まえまして、先行給付金を含めまして10万円を年内に現金で一括給付いたしたいものであります。

(1) 支給対象者につきましては、記載のとおりで、先行給付金と同じであります。

(2) 支給時期につきましては、(1) 対象者①のうち、公務員を除く児童手当受給者は、申請不要で12月23日に10万円を一括で支給を予定しております。公務員につきましては、別途通知いたします。それ以外の方は、申請により、1月以降、随時支給する予定でございます。

(3) 支給対象者数は、見込みであります。2,500人、対象児童数5,024人です。

(4) 確認文書につきましては、対象者①の方に口座確認、受取り確認の文書を本日、再発送いたしたいと考えております。

(5) 財源につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、国庫補助金、補助率10分の10であります。

それでは、議案書に基づきまして、ご説明いたします。

補正額につきましては、2億5,146万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

3款2項2目、子育て支援費の77、子育て世帯等臨時特別支援事業は、今ほどご説明いたしました内容で、臨時特別給付金、事務費を含めまして2億5,146万円の補正になります。

次に、歳入について、ご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

15款2項2目、児童福祉費補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、補助率10分の10であります。

説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

よろしくお願ひいたします。

まずもって、今回、国の方針が打ち出されて、早急な対応をしていただきまして、心から感謝申し上げます。この給付金を待ち望んでおられる方も多いかと思っておりますので、そういう面では本当に、業務的には大変かと思っておりますが、ぜひ遂行をよろしくお願ひいたします。

質問に移ります。

今日頂いたこの資料、104号の財政課の資料でございます。（2）番の支給時期のところの2つ目のポチ、上記以外は申請により1月以降、随時支給と。前回の資料も同じだったと思うんですが、今回10万円というふうに金額も大きいわけございまして、春に向けていろんな受験シーズンだとか、いろんなことで入り用になります。この周知の仕方であるとか、申請の配付の仕方である、申請の、まず紹介する配付の仕方であるだとか、給付への一連の動きといいますか流れを、もし今の時点で分かれば教えていただきたいですし、分からない部分についても、今後のスケジュールとしてどういった周知の仕方をされるのか、今日この機会に教えていただけると、各家庭においては非常に助かるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

まず、資料にあります児童手当受給者には、本日、文書を発送しまして、申請不要で23日に口座振込をさせていただきます。

なお、その家庭に兄弟姉妹に高校生がいる場合でございます。そういった高校生分も含めて、23日に支払う予定にしております。

また、高校生のみ世帯がいらっしゃいます。そういった世帯は、口座情報がないために、どうしても申請が必要になります。そういったご家庭には、来週中には各家庭に申請書を含めた通知を送付いたしまして、申請によって、随時支払っていく予定です。

公務員につきましては、児童手当受給者なんですけれども、公務員につきましては、市から支払っているわけではなく、勤務先が給与に合わせて支払っておるため口座情報はありませんけれども、昨年新型コロナの給付金データを活用してよいと国の指示がございまして、そちらのほうを使用しまして公務員には別途、来週ぐらいになります。別途通知をして、申請なしで1月中旬くらいには、支払っていききたいという予定にしております。

また、今後新たに出生届があった際には、届けの際に申請書をご記入いただき、随時支払っていくというスケジュールになっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

それで、今回の対象者の期限と言えいいですかね。その線引きというのは、3月末という、そ

ういうことでよろしい。それとも年度、1年間通して、これを対象としていくものなのか。要は、今新生児と言われたんですけど、年度で制度が切れるというか、そういう考え方でよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

資料の（１）の支給対象者の③にありますとおり、令和３年１０月１日以降というのは、９月分の児童手当の受給者ではありません。９月分の児童手当受給者以後、児童手当の受給の権利が発生した方、いわゆる出生された方には、支給対象になりますので、その期限が、期限といいますか、令和４年の３月３１日までに生まれた新生児も対象となるというようなところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○１１番（保坂 悟君）

質問の仕方が悪くて、すみませんでした。

対象の枠というか、それは分かりました。

あと、今各家庭に通知してくださるんですけども、多分、皆さんも意識が高いので漏れはないと思うんですが、また、広報等、またそういうところでの周知であるだとか、今、市でLINE使っておりますので、そういったところでも申請手を促すというか、そういったことをぜひやっていただきたいんですけども、その辺の考え、いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

広報については、この２５日号に、細かくは入れられませんが、そういった年内一括給付ということと対象者を記して、皆さんに周知したいと思っております。

また、LINEの、メールといいますか情報周知もございますので、どのぐらい周知できるか分かりませんが、十分そういったお気持ち考えて、周知に努めていきたいというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○１１番（保坂 悟君）

大変素晴らしい事業かと思っておりますので、ぜひ無事故で推進していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第104号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．諮問第2号から同第4号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、諮問第2号から同第4号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第2号から同第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第2号及び第4号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております恩田正身さん、田中唱子さんの任期が、いずれも令和4年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

次に、諮問第3号では、現在、人権擁護委員をお願いいたしております神喰重信さんの任期が、令和4年3月31日で満了いたしますことから、新たに田村ゆかりさんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

日程第11．議員派遣について

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

令和4年2月1日に開催予定の議員研修会に、会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日、通知いたします。

日程第12. 閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第12、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することになりました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和3年第5回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、ご報告申し上げます。

去る11月29日から本日までの長期間にわたり、補正予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことを心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種について、ご報告申し上げます。

感染防止に万全を期するという観点から、「できる限り前倒しを」との政府の方針を受け、当初1月中旬といたしておりました3回目の接種の開始時期を、12月20日、月曜日から前倒し、ワクチンの先行接種を実施した医療従事者等から、順次、接種券を発送してまいります。

今後とも医師会や医療関係者と連携しながら、感染防止対策に努めてまいります。

2点目に、駅北大火5年事業並びに大規模火災対応訓練の実施について、ご報告申し上げます。

駅北大火から5年を迎え、多くの皆様からのお力添えによって、まちは日常を取り戻しつつあります。「深く、長く。」大火の記憶を日常に溶け込ませ、これからも安心して暮らし続けるために、12月18日、土曜日から、22日、水曜日にかけて、駅北大火5年事業を開始いたします。

市民の皆様が主体となって、火の用心夜回り隊による夜警や市民公園を活用したイルミネーショ

ン事業「ミライト」の点灯式などのほか、19日には、大規模火災対応訓練を駅北大火エリアで実施いたします。

訓練では、完成した防災水利の活用や消防本部と消防団、市外の消防関係機関との連携などを披露するほか、市民の皆様からも初期消火に参加いただく予定といたしております。

この訓練により、二度と大火は起こさないという決意と、復興の過程の中で身につけた安全で安心な取組を市民の皆様幅広く周知し、市全体での防災意識の向上につなげたいと考えております。

最後に、地域医療フォーラムの開催について、ご報告申し上げます。

本年8月に計画し、新型コロナウイルス感染症の影響で延期とさせていただいた地域医療フォーラムを、年明けの1月9日、日曜日に市民会館で開催いたします。テーマは「臍がん～最新の医療を知ることからはじめよう～」で、当日は整理券を発行し、感染症対策を講じた上で開催いたします。

市民の皆様最新の医療情勢を知っていただき、地域医療体制の維持に理解を深めていただく機会となればと考えております。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和4年3月市議会定例会の招集日を、2月21日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これをもちまして、令和3年第5回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後2時00分閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員